

○長崎県土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、長崎県土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、長崎県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

2 公社は、従たる事務所を長崎県佐世保市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、長崎県公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に次の役員を置く。

理事 7名以内（うち理事長1名）

監事 2名以内

2 理事のうち、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。この場合において、専務理事、常務理事は常任とする。

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、公社の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長、専務理事及び常務理事を補佐して、公社の業務を掌理するとともに、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長、専務理事及び常務理事が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項の職務を行う。

(役員の仕事)

第8条 理事及び監事は、長崎県知事が任命する。

2 理事長は、理事のうちから長崎県知事が指名する。

3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行うものとする。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員)

第11条 公社の事務を処理させるため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 公社に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 緊急の必要があるとき、又は軽微な事項については、理事長は書面による提案を行うことができる。この場合において、理事の全員が書面により同意の意思を表明したときに限り、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書
- (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

- 2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には出席理事のうちから議長が指名した議事録署名人2人が、議長とともに署名又は記名捺印しなければならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のため必要な土地

チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地(社がこの号の規定により造成した土地をいう。以下この号において同じ。)について借地借家法(平成3年法律第90号)第2条第1号に規定する借地権(地上権を除き、同法第23条の規定の適用を受けるものに限る。)を設定し、当該造成地を業務施設(工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この号において同じ。)福祉増進施設(教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この号において同じ。)又は立地促進施設(業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。)の用に供するために賃貸する事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第19条 社の業務の執行に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 社の資産は、基本財産とする。

- 2 公社の基本財産の額は、5千万円とする。
- 3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

(事業年度)

第21条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第21条の2 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、長崎県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第22条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、5月31日までに長崎県知事に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第25条 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、長崎県知事の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第5章 雑則

(解散)

第26条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、長崎県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、長崎県に帰属する。

(規程への委任)

第27条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、公社への組織変更の日（昭和48年3月31日）から施行する。
（最初の役員の任期）
- 2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、長崎県知事が定めるところによる。
（組織変更に伴う財団法人長崎県開発公社の収支決算）
- 3 公社への組織変更に伴う財団法人長崎県開発公社の財団法人長崎県開発公社寄附行為第13条第6項及び第20条の規定に基づく収支決算に関する監事の監査及び理事会の承認については、公社の監事及び理事会が行う。

附 則

この定款は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月23日）

この定款は、主務大臣の認可の日（昭和49年4月23日）から施行する。

附 則（昭和52年4月25日）

この定款は、主務大臣の認可の日（昭和52年4月25日）から施行する。

附 則（平成元年3月24日）

この定款は、主務大臣の認可の日（平成元年3月24日）から施行する。

附 則（平成5年11月19日）

この定款は、主務大臣の認可の日（平成5年11月19日）から施行する。

附 則（平成17年11月9日）

この定款は、主務大臣の認可の日（平成17年11月9日）から施行する。

附 則（平成21年8月28日）

この定款は、主務大臣の認可の日（平成21年8月28日）から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この定款は、平成25年4月1日から施行する。